

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	健康増進課	整理番号	2-6
処分の種類	食品として販売に供する物の虚偽誇大表示に関する措置命令			
根拠法令条例等・条項	健康増進法第66条第2項			
処分の概要	食品として販売に供する物に関する広告その他の表示について、健康の保持増進及び正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがある表示をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(過去に処分実績がないか、又は稀であり、あらかじめ法令の定め以上に具体化した処分基準を設定することが困難)</p> <p>【参考】健康増進法 (誇大表示の禁止) 第六十五条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(次条第三項において「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。</p> <p>(勧告等) 第六十六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			